

土壌汚染情報公開台帳の閲覧について

◆注意事項及び免責事項

〇〇区市では、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下、「条例」という。)に基づき、第116条の規定に基づく調査、計画書、措置等について、第118条の2の規定に基づき台帳を調製し、閲覧できるようにしています。

※台帳は審査終了後に順次掲載していきます。また、一部著作権の関係により掲載できない内容がありますのでご了承ください。

- ①公開している台帳は、条例の規定に基づき〇〇区市に提出のあった届出時点の情報であるため、現在の土地の状況と異なる場合があります。
- ②〇〇区市が所管していない届出に関する台帳は、こちらでは公開しておりません。各所管部署へお問い合わせください。
- ③条例に基づかない自主的な調査や一般的な不動産取引のための土壌調査の結果等、〇〇区市で把握していない情報については掲載されていません。
- ④台帳は、当該土地の土壌汚染の有無を保証するものではありません。
- ⑤〇〇区市は利用者が本台帳の情報をを用いて行う一切の行為について責任を負うものではありません。また、利用者が本台帳を利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して、責任を負うものではありません。
- ⑥台帳の閲覧にあたっては、必ず本紙をよくお読みになり、ご了承いただいた上でご利用ください。

◆禁止事項

本台帳のご利用に際し、以下の行為を禁止します。

- ①本台帳の公開における運営を妨げる行為及び支障をきたす行為。
- ②他の利用者、第三者、掲載されている情報の関係者及び〇〇区市に迷惑、不利益、プライバシー等の損害を与える行為又はそのおそれのある行為。
- ③本台帳の情報について無断複製・転載する行為。
- ④公序良俗に反する行為又はそのおそれがある行為。
- ⑤法律、法令又は条例に違反する行為。
- ⑥その他、〇〇区市が不適切と判断する行為。

以上の内容について承諾した場合は、下記チェックボックスにご記入の上、台帳をご利用ください。

上記すべての内容に同意し、条例第118条の2の第2項の規定に基づき公開される台帳を閲覧します。

(環境確保条例第118条の2 参考様式)

土壌汚染情報公開台帳 (基準不適合台帳)

参考様式6-1

(案件No.)

整理番号	〇〇〇-〇〇〇〇	調製年月日・契機	令和5年4月3日			・ 第116条第1項第1号
所在地	新宿区西新宿二丁目〇〇番 (地番) 新宿区西新宿二丁目〇番●号 (住居)					
訂正年月日・契機	令和5年4月8日・第116条第4項、令和5年4月25日・第116条第8項					
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	新宿工業株式会社 (令和5年3月3日廃止)	面積	200 m ² (基準不適合範囲)	1,500 m ² (調査)		
汚染状況調査の方法に関する特記事項						
当該土地において講じられた健康被害の防止又は周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容		舗装、土壌汚染の除去 (掘削除去)				
当該土地に条例第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)						
当該土地が規則第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨		表中2の項下欄 (含有量基準超過かつ当該土地への人の立ち入りあり) に該当				
当該土地が規則第55条第3項に該当する場合は、その旨						
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨		形質変更時要届出区域 (指-〇〇〇号) (基準不適合範囲の全域)				
備考		令和5年4月25日基準不適合範囲面積変更 (300m ² →200m ²)				
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者	
	令和5年4月1日	鉛及びその化合物	含有量基準・溶出量基準 第二溶出量基準		(株) 〇〇	
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			

(環境確保条例第118条の2 参考様式)

土壌汚染情報公開台帳(基準適合台帳)

参考様式6-2

<留意事項>

- ※1土壌等の汚染状況における基準適合とは、環境確保条例に基づく汚染状況調査の結果、調査契機時の基準値において適合している旨を指します。
- ※2基準適合と記載のある場合であっても、条例に基づかない自主的な調査や一般的な不動産取引のための土壌調査の結果等は含まれないことから、該当の土地について土壌汚染がないことを保証するものではありません。
- ※3汚染のおそれ無とは、汚染状況調査において、特定有害物質の使用・排出等による土壌汚染のおそれが確認されなかった旨を指します。
- ※4所在地は調査対象区域として設定した範囲を示します。
- ※5試料採取等対象物質に第一種特定有害物質の記載がある場合は、その分解生成物も試料採取等対象物質として調査を実施しています。

案件No.	整理番号	調製契機	報告年月日	所在地	調製・訂正年月日	工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	調査対象地 面積	試料採取等対象物質	土壌等の 汚染状況	汚染状況調査の方法等 に関する特記事項
1	〇〇〇-〇〇〇〇	第116条第1項第1号	令和5年4月1日	新宿区西新宿二丁目8番1号 (住居) 新宿区西新宿二丁目8番1、8番2、8番3 (地番)	令和5年4月5日	有限会社Aメッキ	320 m ²	トリクロロエチレン、鉛	基準適合	
2	〇〇〇-〇〇〇〇	第116条第1項第1号	令和5年5月15日	新宿区西新宿二丁目8番2号 (住居) 新宿区西新宿二丁目8番2の一部 (地番)	令和5年6月30日	Bクリーニング	80 m ²	テトラクロロエチレン	基準適合	
3	〇〇〇-〇〇〇〇	第116条第1項第2号	令和5年5月20日	新宿区西新宿二丁目8番3号 (住居) 新宿区西新宿二丁目8番3、8番11の一部 (地番)	令和5年5月21日	C製作所	150 m ²	—	汚染のおそれ無	
4	〇〇〇-〇〇〇〇	第116条第1項第1号	令和5年6月21日	新宿区西新宿二丁目8番4号 (住居) 新宿区西新宿二丁目8番4、8番23の各一部 (地番)	令和5年7月14日	Dランドリー	100 m ²	テトラクロロエチレン	基準適合	
5	〇〇〇-〇〇〇〇	第116条第1項第1号	令和5年6月30日	新宿区西新宿二丁目8番5号 (住居) 新宿区西新宿二丁目8番5 (地番)	令和5年7月15日	株式会社Eスタンド	250 m ²	ベンゼン、鉛	基準適合	
6	〇〇〇-〇〇〇〇	第116条の2第1項	令和5年7月4日	新宿区西新宿二丁目8番6号 (住居) 新宿区西新宿二丁目8番6の一部 (地番)	令和5年8月1日	F研究所	600 m ²	全物質	基準適合	
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			
				(地番)			m ²			
				(住居)			m ²			

(環境確保条例第118条の2 参考様式)

土壤汚染情報公開台帳(地歴台帳)

参考様式6-3

<留意事項>

※1所在地は対象地(敷地)範囲を指します。

※2汚染のおそれの有無は、環境確保条例に基づく土地利用の履歴等調査の結果であり、該当の土地について土壤汚染がないことを保証するものではありません。

※3汚染のおそれがあり、かつ、汚染状況調査の実施状況に記載がある場合は、【土壤汚染情報公開台帳(基準不適合台帳)】又は【土壤汚染情報公開台帳(基準適合台帳)】も併せて参照してください。

※4対象地面積のカッコ書きは追加又は分割届出面積を表します。

案件No.	届出年月日	所在地	調製・訂正 年月日	対象地		改変対象地			汚染状況調査の 実施状況	備考
				面積	汚染のおそれ	面積	汚染のおそれ	汚染のおそれのある場合、特定有害物質の種類		
1	令和6年4月1日	新宿区西新宿十丁目1番1号 (住居) 新宿区西新宿十丁目1番1、同番2、同番3、無地番 (地番)	令和5年5月15日	4,500 m ²	無し	4,500 m ²	無し	—	—	
2	令和6年4月1日	新宿区東新宿十丁目2番1号 (住居) 新宿区東新宿十丁目2番1、同番4、17番、21番、道 (地番)	令和5年5月24日	12,000 m ²	有り	12,000 m ²	有り	第一種、第二種、PCB	未実施	
3	令和6年4月3日	新宿区北新宿十丁目3番2号、14番1号 (住居) 新宿区北新宿十丁目3番2、7番4、14番、15番、16番、17番 (地番)	令和5年5月24日	4,500 m ²	有り	4,500 m ²	有り	トリクロロエチレン、鉛、ふっ素、ほう素	一部実施	基準不適合台帳(S10002)参照
4	令和5年5月1日	新宿区北新宿十丁目地内 (住居) 道、無地番 (地番)	令和5年6月21日	100,000 m ²	有り	6,000 m ²	無し	—	—	
5	令和5年5月10日	新宿区北新宿十丁目10番1号 (住居) 新宿区北新宿十丁目10番1から同番24まで (地番)	令和5年6月20日	3,200 m ²	有り	3,200 m ²	無し	—	—	深度限定(GL-3m)
6	令和5年5月10日	無し (住居) 新宿区北新宿十丁目1000番、1001番 (地番)	令和5年6月20日	7,500 m ²	有り	3,000 m ²	有り	テトラクロロエチレン、ベンゼン、鉛	実施済	基準適合台帳(S10005)参照
7	令和5年6月1日	新宿区西新宿十丁目1番1号 (住居) 新宿区西新宿十丁目1番1、同番2、同番3、同番4、無地番 (地番)	令和5年7月3日	5000 (+500) m ²	無し	5000 (+500) m ²	無し	—	—	同番4について追加届出
		(住居)		m ²		m ²				
		(地番)		m ²		m ²				
		(住居)		m ²		m ²				
		(地番)		m ²		m ²				
		(住居)		m ²		m ²				
		(地番)		m ²		m ²				
		(住居)		m ²		m ²				
		(地番)		m ²		m ²				
		(住居)		m ²		m ²				
		(地番)		m ²		m ²				
		(住居)		m ²		m ²				
		(地番)		m ²		m ²				
		(住居)		m ²		m ²				
		(地番)		m ²		m ²				
		(住居)		m ²		m ²				
		(地番)		m ²		m ²				
		(住居)		m ²		m ²				
		(地番)		m ²		m ²				
		(住居)		m ²		m ²				
		(地番)		m ²		m ²				
		(住居)		m ²		m ²				
		(地番)		m ²		m ²				
		(住居)		m ²		m ²				
		(地番)		m ²		m ²				

(環境確保条例第118条の2 参考様式)

土壤汚染情報公開台帳(自然由来等基準不適合土壤台帳)

参考様式6-4

<留意事項>

※1所在地は自然由来等土壤の搬出元における基準不適合範囲を示します。

※2汚染状況調査により、自然由来等土壤が確認されたものは、本台帳には記載していません。別途、【土壤汚染情報公開台帳(基準不適合台帳)】を参照してください。

案件No.	届出(着手) 年月日	完了 年月日	所在地	調製・訂正 年月日	実施者	搬出する基準不適合土壤 の状況	搬出量	搬出先	基準不適合土壤の処理 又は管理の方法	備考
1	令和6年4月1日 (令和6年4月15日)	令和6年8月1日	新宿区西新宿十丁目1番1号 (住居) 新宿区西新宿十丁目1番1、同番2、同番3、無地番 (地番)	令和6年5月15日	A建設	砒素(溶)	10,000 m ³	汚染土壤処理施設	浄化等処理	
2	令和6年4月3日 (令和6年4月18日)	令和6年9月2日	新宿区東新宿十丁目2番1号 (住居) 新宿区東新宿十丁目2番1、同番4、17番、21番、道 (地番)	令和6年5月24日	B工務店	砒素(溶)	8,000 m ³	〇区〇町〇丁目〇	盛土の上、被覆等実施	
3	令和6年4月7日 (令和6年4月30日)	令和6年10月3日	新宿区北新宿十丁目3番2号、14番1号 (住居) 新宿区北新宿十丁目3番2、7番4、14番、15番、16番 (地番)	令和6年5月24日	C建設	砒素(溶)、ふっ素(溶)	12,000 m ³	汚染土壤処理施設	分別等処理	
4	令和6年5月1日 (令和6年6月1日)	令和6年11月4日	新宿区北新宿十丁目地内 (住居) 道、無地番 (地番)	令和6年6月21日	D	砒素(溶)	4,000 m ³	〇区〇町〇丁目〇	盛土の上、被覆等実施	
5	令和6年5月1日 (令和6年5月25日)	令和6年12月5日	新宿区北新宿十丁目10番1号 (住居) 新宿区北新宿十丁目10番1から同番24まで (地番)	令和6年6月20日	E	砒素(溶)、ふっ素(溶)	2,500 m ³	汚染土壤処理施設	浄化等処理、分別等処理	
6	令和6年5月20日 (令和6年6月7日)	令和7年8月6日	無し (住居) 新宿区北新宿十丁目1000番、1001番 (地番)	令和6年6月20日	F	砒素(溶)、鉛(溶)	90,000 m ³	〇区〇町〇丁目〇	盛土の上、被覆等実施	
7	令和6年6月1日 (令和6年7月1日)	令和8年3月1日	新宿区西新宿十丁目1番1号 (住居) 新宿区西新宿十丁目1番1、同番2、同番3、同番4、 (地番)	令和6年7月3日	G	砒素(溶)、ふっ素(溶)	7,500 m ³	汚染土壤処理施設	浄化等処理、分別等処理	
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)				m ³			
			(地番)				m ³			
			(住居)</							

